

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p>全般的な内容 請負者は…</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>原文なし</p> <p>1 - 1 - 13 施工体制台帳及び施工体系図 ~ 1 - 1 - 23 出来形数量の算出</p> <p>1 - 1 - 24 (欠番)</p> <p style="text-align: center;">共 通</p> <p>1 - 1 - 7 工事实績情報の作成、登録 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書（工事实績）」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに発注者に提示しなければならない。なお、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p>全般的な内容 受注者は…</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1 - 1 - 13 下請契約書及び下請代金内訳書</p> <p>1 - 1 - 14 施工体制台帳及び施工体系図 ~ 1 - 1 - 24 出来形数量の算出</p> <p>削除</p> <p style="text-align: center;">共 通</p> <p>1 - 1 - 7 工事实績情報の作成、登録 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書（工事实績）」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>

長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

改正前	改正後
1 - 1 - 15 調査・試験に対する協力	1 - 1 - 16 調査・試験に対する協力
1 - 1 - 16 工事の一時中止	1 - 1 - 17 工事の一時中止
1 - 1 - 17 設計図書の変更	1 - 1 - 18 設計図書の変更
1 - 1 - 18 工期変更	1 - 1 - 19 工期変更
1 - 1 - 19 支給材料及び貸与品	1 - 1 - 20 支給材料及び貸与品
1 - 1 - 20 工事現場発生品	1 - 1 - 21 工事現場発生品
1 - 1 - 21 建設副産物	1 - 1 - 22 建設副産物
1 - 1 - 22 監督員による検査（確認を含む）及び立会等	1 - 1 - 23 監督員による検査（確認を含む）及び立会等
1 - 1 - 23 出来形数量の算出	1 - 1 - 24 出来形数量の算出

改正前	改正後
<p>1 - 1 - 3 2 工事中の安全管理</p> <p>1 . 請負者は、建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱(長崎県土木部)土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 13 年 3 月 29 日) 建設機械施工安全技術指針(建設省建設経済局建設機械課長 平成 6 年 11 月 1 日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」、J I S A 8 9 7 2(斜面・法面工事に用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2 9 . 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号) 道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日) 道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号) 道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号) 及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>1 - 1 - 3 2 工事中の安全管理</p> <p>1 . 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 13 年 3 月 29 日) 建設機械施工安全技術指針(建設省建設経済局建設機械課長 平成 6 年 11 月 1 日)「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」、J I S A 8 9 7 2(斜面・法面工事に用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 9 . 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号) 道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日) 道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号) 道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号) 及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月)に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載し、監督員に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - 3 6 環境対策</p> <p>6 . 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 条）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 14 年 4 月 1 日付け国総施第 225 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議し、承諾を得なければならない</p> <p>1 - 1 - 3 9 諸法令の遵守</p> <p>1 .</p> <p>(63) 漁港漁場整備法 （昭和 25 年法律第 137 号）</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p>	<p>1 - 1 - 3 6 環境対策</p> <p>6 . 受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 条）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 14 年 4 月 1 日付け国総施第 225 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。</p> <p>1 - 1 - 3 9 諸法令の遵守</p> <p>1 .</p> <p>(63) 漁港漁場整備法 （平成 19 年 5 月改正法律第 61 号）</p> <p>（84）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （平成 19 年 3 月改正法律第 19 号）</p> <p>（85）建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱 （長崎県土木部）（平成 18 年技第 118 号）</p>

改正前	改正後
<p>2 - 9 - 4 コンクリート製品の表示</p> <p>本市発注工事に使用するコンクリート二次製品は、次の内容を表示したものを使用しなければならない。</p> <p>ただし、特殊製品（間知ブロック等）及び製品サイズが小さなもの（インターロッキング等）で表示ができない製品については、監督員の承諾を得た上で表示を省略することができる。</p> <p>1．J I S 製品の表示</p> <p> J I S マーク</p> <p> 製造業者名及び製造工場の略号</p> <p> 製造年月日の略号</p> <p> 登録機関略号及び認証番号</p> <p> 種類、呼び又はその略号</p> <p>2．J I S 外製品の表示</p> <p> 製造業者名及び製造工場の略号</p> <p> 製造年月日の略号</p> <p> 種類、呼び又はその略号</p> <p>第3章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン</p> <p style="text-align: right;">（平成 45年）</p>	<p>2 - 9 - 4 コンクリート製品の表示</p> <p>受注者は、本市発注工事に使用するコンクリート二次製品は、次の内容を表示したものを使用しなければならない。</p> <p>ただし、J I S 外製品においては、製造工場の所在が県内のみの場合は、製造工場の略号を省略することができる、また、特殊製品（間知ブロック等）及び製品サイズが小さなもの（インターロッキング等）で表示ができない製品については、監督員の承諾を得た上で表示を省略することができる。</p> <p>1．J I S 製品の表示</p> <p> J I S マーク</p> <p> 製造業者名又はその略号</p> <p> 製造年月日又はその略号</p> <p> 登録機関略号及び認証番号</p> <p> 種類、呼び又はその略号</p> <p>2．J I S 外製品の表示</p> <p> 製造業者名及び製造工場又はその略号</p> <p> 製造年月日又はその略号</p> <p> 種類、呼び又はその略号</p> <p>第3章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン</p> <p style="text-align: right;">（平成 21年 4月）</p>

改正前	改正後
<p>3 - 1 0 - 2 3 足場工</p> <p>請負者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成 45 年 4 月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に二段手すり及び副木の機能を有するものでなければならない。</p> <p>第 4 章 土工</p> <p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p>国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル （平成 5 年 6 月）</p> <p>第 5 章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p>原文なし</p> <p>5 - 7 - 5 継手</p> <p>3 . 請負者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、請負者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍か断面高さのどちらか大きい方を加えた長さ以上としなければならない。</p>	<p>3 - 1 0 - 2 3 足場工</p> <p>受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成 21 年 4 月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には常時、全ての作業床において二段手すり及び副木の機能を有するものでなければならない。</p> <p>第 4 章 土工</p> <p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p>国土技術研究センター 河川土工マニュアル （平成 21 年 4 月）</p> <p>第 5 章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】 （平成 20 年 3 月）</p> <p>5 - 7 - 5 継手</p> <p>3 . 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。</p>